○東北地方整備局告示第三十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十日　東北地方整備局長　縄田　正

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	秋田市土崎港相染町字街道下四四番一から同市飯島道東一丁目一九一番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月十日

○中部地方整備局告示第三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十日　中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百五十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
桑名市多度町香取字高割五〇三番一から同市多度町肱江字川原八二三番一	前	二〇・一〇〇～五一・三四メートル	二〇・五三五キロメートル
	後	二〇・〇〇～五八・九八メートル	二〇・五三五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局北勢国道事務所

○中部地方整備局告示第三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十日　中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百五十八号	桑名市多度町香取字高割五〇三番一から同市多度町肱江字川原八二三番一	中部地方整備局及び同局北勢国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月十日

○近畿地方整備局告示第二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
尼崎市大島一丁目七四九番から西宮市小曽根町一丁目一番二三まで	前	二五・〇四～三九・七〇メートル	〇・二六五キロメートル
	後	二五・〇四～四一・六七メートル	〇・二六五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第二十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十日　近畿地方整備局長　森　昌文

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	尼崎市大島一丁目七四九番から西宮市小曽根町一丁目一番二三まで	近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月十日

○中国地方整備局告示第二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十日　中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
東広島市八本松町大字飯田字大山一九四五番一から廿日市市串戸五丁目三九七番二まで	前	A 九・五〇～一八・〇〇メートル	四三・四八六キロメートル	上記A・B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 六・八九～二二五・〇〇〇		
		C 一〇・〇〇～一二〇・〇〇〇		
	後	A 九・五〇～一八〇・〇〇〇	四三・四八六	
		B 六・八九～二二五・〇〇〇	一八・七三四	
		C 一〇・〇〇～一二〇・〇〇〇	六・〇一〇	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○九州地方整備局告示第三十三号

肝属川水系に係る指定区間外の一級河川について昭和五十一年三月十七日付けで告示された建設省告示第四百十四号を次のように改める。

関係図面のうち、第五号図を次のように改める。

その関係図面は、九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年三月十日　九州地方整備局長　金尾　健司

（図面省略）

○北海道開発局告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十日から二週間北海道開発局及び同局帯広開発建設部において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十日　北海道開発局長　岡部　和憲

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　二百三十六号

三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
北海道河西郡更別村字更別南一線八六番一から同道中川郡幕別町忠類共栄一番一まで	七・三二～一八二・八二メートル	一六・八二五キロメートル

四　指定する期日　平成二十七年三月十日